

# 大阪市立新森小路小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年度

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

## 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「自ら考えすすんで活動する心豊かな子」の育成のために「新森小路小学校 学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

- (1) いじめを絶対に許さない、見過ごさない学校の雰囲気づくりに努める。
- (2) 常に児童の言動や様子などを注視し、早期発見に努める。
- (3) 全ての教育活動を通して、違いを認めることができる教育、自己肯定感を高める教育を推進する。
- (4) いじめの早期解決のために、家庭や各関係機関と連携し、解決にあたる。
- (5) いじめに対して学校全体で組織的に対応し、情報を共有化することで、再発防止に努める。

## 3. いじめの未然防止についての取組

### <基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こり得る、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

### (1) 授業改善について

- ① 児童が安心して学習に集中できる環境を整えるために、授業前後のあいさつをしっかり行う、話す人の目を見て聞く、机上は必要なものだけにするといった学習規律を徹底する。
- ② 教員全員が授業研究を行い研究討議をしたり、研修会を開いたり、研修会に参加したりして、指導力の向上を図る。

### (2) 自己有用感を高めるために

- ① 異学年交流や児童会活動を活発にし、集団の一員であるという連帯感をもてるようにするとともに、高学年児童にはリーダーとしての責任をもてるようにする。目標を達成した際には、周りの大人が認め、ほめるようにする。
- ② 将来の目標や夢をもてるように、出前授業や校外学習を通して、体験したり、話を聞いたり機会を積極的に取り入れる。

### (3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ① 道徳教育や学級活動等の充実を図ることで、児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、防止を訴えるような取組を推進する。
- ② 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があってもお互いを認め合いながら話し合い、解決していけるコミュニケーション力を育てる。
- ③ 集団への働きかけ

いじめを傍観したり、はやしたてたりすることなどもいじめに加担する行為であることを理解させ、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

## 4. いじめの早期発見についての取組

### <基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

そのためにも、全教職員が注意深く児童を観察することが求められる。また、教職員間の連携を密にし、児童の情報交換を積極的に行うと共に、それらの情報を共有することにより、いじめの早期発見とその解決に向かうことが重要である。

- (1) 児童同士の関わり合いをきめ細かく観察し、児童の実態を把握することで、いじめのサインを見逃さないように注意する。
- (2) 早期発見のために、心の天気や定期的なアンケート、教育相談などの実施により、児童が悩んでいる状況をいち早くつかむ。
- (3) スクールカウンセラー、生活指導支援員、養護教諭等と連携し、児童の困っていることを積極的に受け止める機会を設定する。また、保護者と連絡を積極的にとることで、悩みやいじめに関して相談しやすい関係を築く。
- (4) 区役所や大阪市こども相談センター、24時間いじめ電話相談など校外の相談施設の機能や利用の仕方を見学や保護者に周知し、必要に応じて活用するよう啓発する。さらに各関係機関と連携を図り、自校での指導に役立てていく。

## 5. いじめの早期解決についての取組

### <基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守るとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

#### (1) いじめ発見・通報を受けたときの対応

いじめの疑いがある場合は、早い段階から適切に関わり、被害児童等の安全を確保する。校長は必要に応じて「いじめ対策委員会」を招集して事実確認を行う。その結果を踏まえた対策を講じるとともに、その内容を被害者・加害者の保護者に連絡する。

##### ① いじめられた児童又は保護者への支援

いじめられた児童が安心して学校生活を送ることのできる環境を確保する。また、状況に応じて、スクールカウンセラーや生活指導支援等の協力を得て、児童・保護者の不安を取り除く対策を行う。

##### ② いじめた児童への指導及びその保護者への対応

いじめた児童に対して、いじめをやめさせ、その再発を防止させる措置として、いじめの状況やその背景についても十分な聞き取りを行い、組織的な体制のもとで指導を行う。いじめた児童の保護者とも連携し、児童の指導方針に理解と協力を求めると共に、定期的に連絡を取り合いながら、継続的かつ効果的な指導を行う。

##### ③ ネット上のいじめへの対応

ネット上のいじめの問題の大きさを理解させるため、児童に対して情報モラル教育を行う。

## 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

#### (1) 児童連絡会

① 構成員…全教職員

② 開催…毎週1回

③ 役割…いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に関わる情報の共有

#### (2) いじめ対策委員会

① 構成員…学校長、教頭、当該学年、教務主任、生活指導部長、人権教育部長 等

② 開催…緊急を要するいじめ事案発生の場合

③ 役割…いじめに関する情報の収集や共有、関係児童への指導および支援の方針の決定、保護者との連携

#### (3) 保護者や地域・関連機関との連携

① 情報発信・啓発については、学校ホームページ等を積極的に活用し、いじめ防止に向けての啓発活動を行う。

② 「いじめ」があった場合、年2回開催される「非行防止連絡会」において説明し、助言を得るとともに協力体制構築に取り組む。

#### (4) 取組内容の検証

- ① 「運営に関する計画」の目標にいじめにかかわる項目を設定し、全教職員で目標達成に向けて取り組むとともに、部会や全体会で定期的に成果と課題を明らかにする。
- ② いじめにかかわる児童アンケートを行い、いじめをしてはいけないという意識の高まりがあったか検証し、指導内容を見直す。

#### 7. 重大事案への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、大阪市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 大阪市教育委員会と協議の上、当該事案に対処するいじめ対策委員会を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記の調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

#### ※ いじめ発見の際の流れ

